

# 公益社団法人日本馬術連盟定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本馬術連盟(以下「日馬連」という。)と称する。

2. 日馬連の英語表記は、Japan Equestrian Federation(略称 JEF)とする。

### (事務所)

第2条 日馬連は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 日馬連は、日本における馬術統括団体として、広く国民に対して馬術の普及・振興を図るとともに、競技の公正と乗馬のウェルフェアを尊び、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 日馬連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 馬術の普及・振興
- (2) 会員と乗馬の登録
- (3) 競技会規則の制定及び各種資格の認定
- (4) 選手の強化
- (5) 競技会の開催
- (6) 国際競技会への派遣
- (7) その他日馬連の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、日本全国において行うものとする。ただし、必要に応じて海外で行うことがある。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 日馬連に、次の会員を置く。

#### (1)正会員

- ①都道府県における馬術を統括する組織及び全国的規模の馬術組織
- ②理事会において選任された若干名の学識経験者

#### (2)登録会員 前号①に規定する組織の構成員であつて、日馬連の目的に賛同する個人又は団体 (全国的規模の馬術組織にあっては団体のみ)

#### (3)賛助会員 日馬連に協賛する個人又は団体

#### (4)名誉会員 日馬連の発展に顕著な功績があり、理事会において推戴された者

2. 前項の会員のうち正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### (会員資格の取得)

第6条 前条の会員(名誉会員を除く。)になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 日馬連の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 日馬連の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかつたとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、日馬連に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

2. 日馬連は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長又は会長の指名した者がこれに当たる。ただし、前条第2項に基づく臨時社員総会を開催した場合は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における正会員の議決権数は、正会員1名につき1個とする。ただし、その正会員を構成する登録会員の数が300を超える毎に1個の議決権を加えるものとする。

2. 前項の議決権数の算定基準日は、毎年3月31日とする。

#### (決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### (書面又は代理人による議決等)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により議決し、又は他の出席正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席者の中から選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

### 第5章 役員等

#### (役員の設置)

第21条 日馬連に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち1名を会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。
3. 前項のほか、理事のうち3名以内を副会長とすることができる。
4. 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

#### (役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2. 会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3. 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4. 監事には、日馬連の理事(その親族その他特別の関係がある者を含む。)及び日馬連の使用人が含まれてはならない。また、監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。
- 5. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、日馬連を代表し、その業務を執行する。
- 3. 副会長は、会長を補佐する。
- 4. 理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、日馬連の業務を分担執行する。

5. 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、日馬連の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉総裁及び名誉会長)

第28条 会長は、社員総会の決議を経て名誉総裁1名及び名誉会長1名を推戴することができる。

2. 名誉総裁及び名誉会長は、日馬連の象徴とする。  
3. 名誉総裁及び名誉会長は、無報酬とする。

(顧問)

第29条 日馬連に最高顧問及び顧問をそれぞれ若干名置くことができる。

2. 最高顧問及び顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。  
3. 最高顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずる。  
4. 最高顧問及び顧問は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 日馬連に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 日馬連の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、原則として会長が務めるが、当該理事会において理事の中から選出することができる。

#### (決議)

- 第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条(理事会決議の省略)の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

#### (議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。会長及び監事全員が欠席の場合は、出席理事が記名押印する。

### 第7章 会計

#### (事業年度)

第 36 条 日馬連の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第 37 条 日馬連の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならぬ。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第 38 条 日馬連の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告  
(2) 事業報告の附属明細書  
(3) 貸借対照表  
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)  
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書  
(6) 財産目録
2. 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定期及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告  
(2) 理事及び監事の名簿  
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類  
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### (公益目的取得財産残額の算定)

- 第 39 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第 40 条 日馬連が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。
2. 日馬連が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第 42 条 日馬連は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 日馬連が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第 44 条 日馬連が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第 45 条 日馬連の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局の設置等)

第 46 条 日馬連の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 職員は、会長が任免する。ただし、重要な使用人に該当する職員については、理事会の決議により任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

### (審議役)

第 47 条 事務局に、審議役 1 名を置くことができる。

2. 審議役は、理事会の決議を経て会長が任免する。
3. 審議役は、会長の命を受け、その業務を処理する。

## 第11章 雜則

### (規約及び諸規程)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、日馬連の運営等に必要な基本的事項は、社員総会の決議を経て公益社団法人日本馬術連盟規約として別に定める。また、事業運営上必要な諸規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

### 附 則

1. この定款は、平成 26 年 6 月 19 日から施行する(第 11 条第 1 項、第 35 条第 2 項)
2. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
3. 日馬連の最初の会長は千 玄室とする。
4. 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。